

はちおうじ

9.1 2010 (平成22年)



携帯電話用
2次元コード

■八王子市保健所の代表電話
☎042-645-5111

■ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>
モバイル(携帯電話)版 <http://mobile.city.hachioji.tokyo.jp/>

9月20日~26日は動物愛護週間です



動物愛護週間は、広く国民の間に、命あるものである動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるために、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて設けられています。この特集号では、保健所における動物衛生業務のご案内とともに、私たちが飼っている動物、身近にいる動物について、もう一度見つめ直してみたいと思います。

動物の適正飼養

動物は私たちに安らぎを与えてくれますが、人と動物が共生していくためには、その生態や習性を理解して適切な飼育管理をすることが必要です。また、犬や猫を飼うための試験や免許はありませんが、狂犬病予防法など飼育者の義務を規定している法令があります。知らなかったでは済まされないのが日本の法律です。動物を飼う際には、その動物に関する法令を確認しておきましょう。



動物愛護ふれあいフェスティバル (東京都からのお知らせ)

東京都では環境省や動物愛護団体等とともに「動物愛護ふれあいフェスティバル」を行います。是非、御来場ください。

①動物愛護シンポジウム

『ふやさないのも愛-繁殖制限を考える』
日時 12日(日)13時から16時30分まで。
場所 東京国立博物館平成館講堂にて。
募集 390人募集。
申込 9月10日正午までに(社)日本動物福祉協会
☎03-5740-8856へ。

②動物愛護ふれあいフェスティバル

『ふやさないのも愛』
日時 18日(土)11時から16時まで。
場所 上野恩賜公園内噴水池前広場・上野動物園にて。「勝ち残り〇×クイズ大会」「愛犬のしつけ方教室」など。
申込 不要。直接会場へ。

<問い合わせ>

(社)日本動物福祉協会 ☎03-5740-8856 又は 東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課 ☎03-5320-4412

ご存知ですか？狂犬病は怖い病気です。

狂犬病は、日本国内では「過去の病気」と思われがちですが、海外で狂犬病の発生のない地域は、ほんのわずかしかなかった。さらに、発症した場合の致死率はほぼ100%です。ただ、幸いにもこの病気は予防注射で防ぐことができます。

日本国内の犬が毎年の**狂犬病予防注射**を受けていれば、狂犬病が侵入してきたとしても、感染の拡大やヒトへの感染が防げます。また、**犬の登録**により、どこに何頭の犬がいるかを把握しておくことで、狂犬病が発生したときに、迅速に対策が立てられるようになるのです。そのため、狂犬病予防法で犬の登録と毎年の予防注射が義務付けられています。

9月28日は
世界狂犬病デー

World Rabies Day

狂犬病は発症すると有効な治療法はありません!



あなたの犬は毎年、予防接種を受けていますか?

狂犬病に対する理解を深め世界の、そして日本の狂犬病予防について考えましょう

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに!!

厚生労働省
狂犬病予防法(動物の愛護及び管理に関する法律)第10条第1項

ご存知ですか？犬を飼うにはいろいろな手続きがあります。

犬の登録・変更届・死亡届

生後91日以上の子犬を飼いだしたら、30日以内に犬の所在地の市区町村へ登録(犬の一生に1回)し鑑札の交付を受けてください。

八王子市では、保健所、市役所本庁舎2階健康福祉総務課及び各事務所が窓口です。

なお、犬の登録事項(所有者、犬の所在地、所有者住所・氏名等)に変更があった場合や死亡した場合にも30日以内に届出が必要です。

他市区町村から八王子市に犬の所在地が変更になった際は、鑑札を無料で交換しますので、犬の前所在地で交付された鑑札をご持参ください。

鑑札と注射済票の再交付

鑑札と注射済票を破損または失くした場合は再交付を受けてください。

狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬を飼いだしたら、30日以内に狂犬病予防注射を受けさせましょう。次年度からは毎年4月1日～6月30日に受けさせるようにしてください。注射は毎年4月に実施する集合注射、または動物病院で接種してください。集合注射についてのご案内は3月の広報「はちおうじ」でご確認ください。

狂犬病予防注射が済んだら注射済票の交付を受けましょう(毎年)。窓口は登録の際と同じです。

なお、集合注射や市が委託している動物病院で注射をした場合は、その場で注射済票の交付も行えます。

手数料	交付	再交付
鑑札	3,000円	1,600円
注射済票	550円	340円

鑑札と注射済票はつけていますか？

鑑札と注射済票の着用は法律で義務付けられています。

本市では、鑑札も注射済票も小さくなり、つけやすくなりました。大切なワンちゃんが迷子になってしまった時のためにも、必ず両方ともつけてあげましょう! 鑑札と注射済票は犬にとって大切な迷子札です。

取りつけ例



首輪に穴を開け、しっかりと固定しています。取り付けにちょっと手間がかかりますが、落とす心配がほとんどありません。

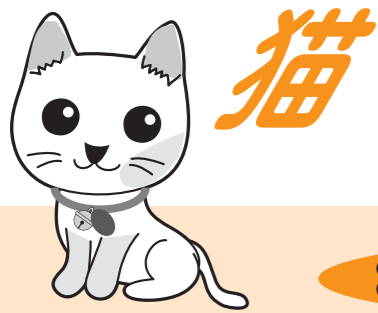


バックルにリングをつけています。手軽に装着できますが、リングがのびると外れてしまう可能性があるため、確認が必要です。

万が一迷子になっても見つけてもらいやすいワン!



迷子の相談は保健所へ



猫

マナーを守って適正に飼育しましょう

犬



猫の飼い主の責任

猫を屋外で飼うことは、近隣への迷惑だけでなく猫自身への危険もいっぱいです。東京都では猫を飼うにあたって、次の3つを推奨しています。

- ・**屋内での飼育** 交通事故や猫同士のけんか・感染症を防ぐことができます。
- ・**身元の表示** 迷子や災害時に飼い主が判ります。(名札やマイクロチップなど)
- ・**不妊去勢手術** 発情期の異様な鳴き声防止や生殖器系の病気の予防にもなります。

これが徹底されれば、不幸な猫はこれ以上増えないはず。そのうえで、今いる「飼い主のいない猫」をどうするかを考えていかなければなりません。



無責任な餌やり

糞害や丹精こめた農作物への被害、車のキズなど外猫による苦情が寄せられています。やさしい気持ちであっても、無責任に餌やりだけをしていると、近隣の理解は得られず猫そのものも嫌われ者になってしまいます。餌をやるのであれば、置き餌をせず、餌の管理をするとともに、これ以上増えないよう不妊去勢手術、トイレの設置、清掃等適正な管理で周辺環境を守ることが必要です。

なお、不妊去勢手術をしたいけれども捕まらない場合は、保健所にもご相談ください。



地域での取り組み

猫の問題を地域の問題として、その地域の皆さんの合意のもとに、命あるものとして地域で猫を適正に管理しながら共生していく、という活動があります。

具体的には、管理すべき猫を特定し、これ以上増えないよう不妊去勢手術を行ったうえで、食べ残しや糞の掃除をして適切に管理し環境美化を図っていくというものです。屋外の猫の寿命は4年程度といわれていますから、このような管理がうまく続けば、「飼い主のいない猫」の数は減少していきます。

猫との共生講演会

これまで保健所では「野良猫から地域猫へ!」をテーマに、動物の専門家や地域猫活動に取り組んできた方々の講演会を開催してきました。今年度は地域猫をはじめとする動物と人の関わりについて、法律家の立場からお話を伺います。

講師 弁護士 浅野 明子 氏
(ペット法学会会員、愛玩動物飼養管理士1級)

日時 11月3日(水・祝)14時から17時まで

場所 八王子市保健所別館(八王子市旭町13-18)公共交通機関をご利用ください。

定員 先着50名
電話にて事前にお申し込みください。
保健総務課 ☎645-5111(代)



持ち込み(1体千円)..
戸吹清掃工場 ☎692-5389

収集(1体2千500円、予約制)..
戸吹清掃事業所 ☎691-2891

館清掃事業所 ☎665-2531

動物の死体

問い合わせ 東京都動物愛護相談センター1多摩支所 指導監視係 ☎042-5817439

動物取扱業(ペットショップ等)の登録・特定動物(危険な動物)の飼養許可

動物取扱業(ペットショップ等)の登録・特定動物(危険な動物)の飼養許可

飼い主からの引取り

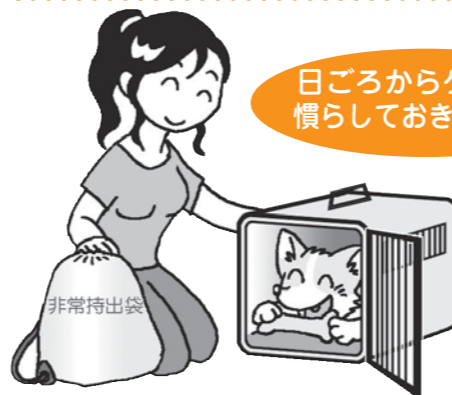
どうしても犬や猫が飼えなくなった場合は、まず飼い主の責任で新たな飼い主を探しましょう。やむを得ない場合は保健所が有料で引取りますが殺処分が前提となります。よくお考えのうえ事前にご相談ください。なお、動物を遺棄・虐待することは犯罪です。(50万円以下の罰金、みだりに殺傷すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

動物による事故

飼っている動物が人に危害を加えた場合、飼い主はすぐ被害者の応急措置と再発防止を図ってください。なお、24時間以内に保健所長へ届け出ること、犬による咬傷事故の場合は48時間以内に獣医師による狂犬病検診を受けさせることが義務付けられています。

また、見知らぬ動物には不用意に触らず、つながれた犬でも飼い主に了承を得てから触りましょう。

届出先: 保健総務課 ☎645-5111(代)



日ごろからケージに慣らしておきましょう

ノーリード

早朝や夕方に犬を放して運動させる、いわゆる「ノーリード」についての苦情が増え、咬みつき事故も発生しています。都条例で犬を放すことは禁止されており、罰則(拘留又は科料)もあります。ノーリードは絶対に止めましょう。

糞尿

犬の糞尿の苦情が後を絶ちません。排泄は散歩の前に自宅で済ませるしつけが必要です。散歩中にしてしまった際は糞を必ず持ち帰り、尿は水で流すなど適切に処理してください。また、保健所ではマナーアップのための看板を無料で配布していますので、ご希望の方はお問い合わせください。



ペットの防災対策

災害はいつ発生するかわかりません。「備えあれば憂いなし」とはペットにおいても同じです。災害時のペットの安全はまず飼い主自身が確保してあげましょう。

○準備しておくこと

- ・フードと水(1週間分)
- ・トイレや排泄物を処理できる袋、ペットシート、タオルなど
- ・常備薬や健康記録、写真
- ・移動用ケージやリード
- ・犬鑑札・注射済票、名札、マイクロチップの装着
- ・しつけ、ケージトレーニング
- ・緊急時に動物を預かってくれる知人など

もしも!に備えて



犬や猫の譲渡会、しつけ方教室

東京都動物愛護相談センター多摩支所では多摩地区の動物愛護管理業務等を所管しており、八王子市保健所で収容された犬や猫の飼養管理等も行っています。

迷子の犬や猫について

飼い犬や猫が逃げた時や、迷子の犬、未熟な子猫及び負傷した犬猫等を発見又は保護した時は、保健所にご連絡ください。また、お近くの警察署にも該当動物の情報についてご確認ください。なお、自活できる猫の捕獲や引取りは行っていません。